

## 平成28年第1回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第1回総会
- 2・日時 平成28年1月5日(火) 午後15時～16時25分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について (2件)
- 議案第4号 非農地証明願いについて (2件)
- 報 告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

その他

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成28年第1回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

あけましておめでとうございます。昨年末から天気がぐずついて、農作業がなかなかはかどらない状況ですし、暖冬により農作物の生育にも悪影響が出ているようです。新年から農業委員さん方には、名刺交換会や成人式にも参加頂きお疲れさまでした。

農業情勢はTPP問題や、中山間地が多い有田にも拘らず農地中間管理機構等の農地集積が国の方針となり、厳しい状況です。しかし、農業委員会は農地を守るのが役割でもありますので、原則に基づき粛々と業務を務めて生きたいと思えます。

今日は議題が多いようですので、慎重な審議をお願いします。

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番、8番 委員をお願いします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

農業者年金受給の再設定となります。借受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農

地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。今回の申請地については、筆数が多いため現地確認ではなく、事前に事務局で確認を頂いています。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

申請者は養鶏農家で、規模を拡大されたことは皆さんご承知かと存じます。今回の申請は、昨年当町で発生した「鳥インフルエンザ」が大きく影響しています。申請者の〇〇〇さんは、当初、拡大された鶏舎土地が埋設予定地でしたが、規模を拡大された事により発生した場合の埋設予定地が無いという状況から、埋設要件を満たす場所ということでの申請です。

～議案書を朗読～

(補足：町内の養鶏農家さんへ農林課農政係から、もしもの時の埋設地について「アンケート」をとっています。)

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。周辺は畑であり、〇〇〇集落の境界にあります。鳥インフルエンザが発生した場合に埋却地として必要ですが、通常なら畑として利用されますので、問題ないと考えます。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○8 番

隣接者の同意は必要なのですか。

## ○事務局

実際、今回の申請では1件の同意が取れていません。老夫婦で施設に入所されており、女性は認知症（地権者）となり、子供達とは不和のようです。そのため、経緯を説明した資料と縁戚関係者に経緯を説明した資料とからの同意を得て、代理させています。

尚、今回は鳥インフルエンザが発生した場合の埋却地として、隣地地権者への事前同意が必要だと考え承諾の同意を要求しています。

さらに、国では隣接者の同意は求められていませんが、佐賀県では取得する方向で考えられていますので、順じているものです。

## ○5 番

現在の申請地は植林されているので、樹木を伐採して畑として利用するなら地目にも合致している。

## ○3 番

隣接者の同意の例はありますか。法的強制力が無い場合、裁判になれば敗訴します。法的根拠が必要ではないですか。

## ○7 番

家畜伝染病が発生した場合、隣接者の同意等は必要ないのでは。

## ○事務局

私が知っている範囲で回答しますと、鳥インフルエンザが発生した場合、24時間以内の殺処分、72時間以内の焼却若しくは埋却処分が必要です。時間と焼却場を考慮した場合、埋却処分が良いという判断により、管内の養鶏農家には養鶏場周辺に候補地を確保して貰うよう、指導されています。この場合、地権者が必ず養鶏農家でなければならないとは限りません。

埋却した農地は、事後3年間は耕作できない事が法で決定しています。

～埋却の概要を図で説明～

## ○12 番

鳥の殺処分後の焼却は、クリーンセンターでできないのですか。

## ○事務局

今年の1月からクリーンセンターが伊万里市松浦町に統合されていますが、地元との協議により有害鳥獣の搬入はできません。しかし、鳥インフルエンザ等の非常事態の場合には焼却しなければとの話は、西部家畜保健衛生所ともしています。

焼却の検討は当時しました。しかし、鳥の羽数が多かった事と運搬距離等を考慮し埋却に決定したものです。

今年の1月からクリーンセンターが伊万里市松浦町に統合されていますが、地元との協議により有害鳥獣の搬入はできません。

## ○9 番

有害鳥獣の処分は、クリーンセンターでできないのですか。

## ○事務局

今年今年の1月からクリーンセンターが伊万里市松浦町に統合されていますが、地元との協議により有害鳥獣の搬入はできません。高齢者の会員の方が、駆除したイノシシ（100～150kg）もの大きさの穴を、山中の瓦礫や木の根を除いては重労働で、不可能です。そこで、リサイクルプラザに大型冷蔵庫を設置し、その中に有害鳥獣を保冷保管し、〇〇〇町の〇〇〇産業に定期的に運搬処理して貰う事で処理しています。

## ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

以上で、申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われれます。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○10 番

申請地は○○○地区にある農地です。排水についても問題ないと考えます。

## ○議 長

確認委員の補足説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農地利用集積計画の町長に対する要請1番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

先ず、私から質問良いですか。10年間の利用権設定の期間が終了した後に、役場から再設定の指導はしていますか。

## ○事務局

していますが、今回はそれが漏れていたようです。

## ○5 番

一括贈与したほうが良いのでしょうか。

## ○事務局

農業者年金を貰うためには、生前一括贈与することと利用権を設定する方法（親子間）があります。どれが良いかは申請者の判断となります。但し、納税猶予された農地が道路改良工事等での収用対象土地となった場合、税務署へ申請しないと課税対象となります。この申請には期限がありますので、遅れた場合には課税されます。

申請者でも、自分がしっかりしている内にきちんと財産の相続をしたいとして一括贈与される方もいらっしゃいます。

## ○3 番

一括贈与した場合、農地の取得は出来るのですか。

## ○事務局

一括贈与し農業者年金を受領する場合、農業関係の権利は全部移りますし、通帳等含めて農業収入があってははいけません。ですので、農地の取得は出来ません。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 1番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号 1番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農地利用集積計画の町長に対する要請2番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号 2番は許可されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農地利用集積計画の町長に対する要請3番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○3 番

質問ですが、承認を得るためには町長への申請で良いのですか。また、使用貸借権の設定の意味は。

## ○事務局

そうです。また、使用貸借権の設定では貸借料は無料です。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 3番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号 3番は許可されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農地利用集積計画の町長に対する要請4番について、



事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○5番

補足説明をします。この地区では、集落営農組織が法人化登記されましたが、その利用はありません。申請者同士が親戚であり、この人に貸したいという強い希望により申請されたものです。

## ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号4番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号4番は許可されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農地利用集積計画の町長に対する要請5番について、事務局より説明をお願いします。

なお、報告事項の18条の合意解約についても関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします。

## ○事務局

報告事項をご覧下さい。

〇〇〇さんと〇〇〇さんが利用権を結ばれていましたが、これからの案件申請のために解約されています。

～資料説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○4 番

作物の特定により期間の変更がありますが、どうしてでしょうか。

## ○事務局

個人の都合により、期間の変更設定をされています。

## ○1 番

麦の期間設定で6ヶ月とされていますが、その期間で良いのですか。

## ○事務局

実際と名目上での期間が違うものです。

## ○7 番

麦以外の集落営農組織の利用は無いのですか。

## ○事務局

集落営農組織の収支を安定させるため、米についても今後計画されているようです。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 5番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号 5番は許可されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い1番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料の読み上げ～

昭和50年頃、申請人のお父さんが、自宅用の物置を新築され現在も使用されています。税務課の証明と、地区区長さんの証明が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12 番

申請地は○○○地区にある農地です。昔から家屋が建っていたので、私も農地だとは思っていませんでした。親御さんが大工だったので、建てられた物だと思います。追認ですが、問題ないと考えます。

## ○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第 4号 非農地証明願い1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号 非農地証明願い1番は許可されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い2番について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料の読み上げ～

申請地は、相続により父から取得された土地です。お父さんが他界され27年が経過し、当時を詳細に知りえる者が居らず、お母さんが嫁がれた時には建物が建っていたということを聞いています。

昭和5年4月22日に上棟式をおこなった事を示す物が存在します。税務課の証明と、地区区長さん等の証明が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○11 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。建築後年月も過ぎ、税金も支払ってこられており、問題ないと考えます。

## ○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○6 番

4条申請と非農地証明との違いはどこですか。

## ○事務局

手続きです。3条申請は、農地を農地として権利の移転があるものです。4条申請は、農地をその他の地目に変更するものです。この手続きは、町の許可を受け県へ上申した後に審議されますので、許可まで1ヶ月半ぐらいの期間がかかります。

非農地証明は、農地パトロールにより赤判定を受けた農地が非農地という、税金納付書等の裏付け資料を添付されたものを、農業委員会で認めるもので、直ぐに証明を出せます。法務局へその許可若しくは証明書を地目変更届けに添付すると、現地確認の上、登記が終了します。

## ○9 番

始末書の提出は必要無いのですか。

## ○事務局

どちらの場合にも提出して貰っています。

## ○3 番

始末書の法的裏付けは無いのですか。

## ○事務局

ありませんが、農地を守る立場の農業委員会で審議する案件ですから、農地を非農地に勝手に変更されたものとして、提出をお願いします。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号 非農地証明願い2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号 非農地証明願い2番は許可されました。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。

### ○議長

その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成28年第1回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は平成28年2月1日(月)の予定です。

総会 16時25分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 7番

署名 8番

書記 木寺 正文